



速度取締り指針

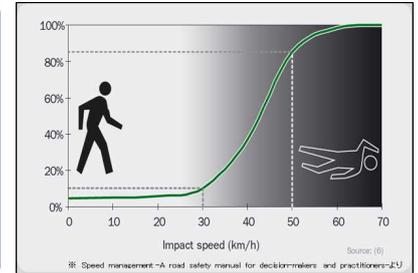
令和7年4月
前橋東警察署

前橋東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
(主) 前橋大間々桐生線	7:00~19:00	三俣町~堀越町	40km/h

上記路線のほか、国道17号、国道50号、(主)前橋館林線、小学校周辺通学路、上記路線に通じる市道等を中心に指導取締りを実施します。

※ 重点路線・時間帯については、事故発生状況により変更することがあります。



衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

重点路線等における交通事故発生実態



解説

前橋東警察署の管内が青色線で囲まれ色付け表示されています。

令和6年中に発生した交通人身事故の分析結果で、交通事故の発生密度が高い場所ほど、赤色が濃く表示されています。

✚は重大事故の発生場所です。

✖は死亡事故の発生場所です。

分析結果

人身事故発生状況を分析すると、(主)前橋大間々桐生線及び同路線に通じる市道等での人身事故が多く発生しています。

時間別の発生状況を分析すると、午前7時から午後7時の間が全体の約87%を占めています。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 速度抑制による交通事故防止や被害軽減を図るため、速度違反の取締りを実施します。
- 重大事故に直結する信号無視、一時不停止、歩行者妨害違反等の取締りを実施します。
- 前方不注視の原因となる携帯電話使用等違反の取締りを実施します。
- 交通事故発生場所及び時間帯に即した交通指導取締りやパトカー、白バイ等によるレッドランプ警戒を実施します。

その他の交通指導取締り

- 夜間から未明・早朝にかけて、繁華街に通じる路線を中心に飲酒運転取締りを実施します。
- 住民からの要望が多い路線・場所(抜け道等)に対しては、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。
- 自転車の危険行為、悪質違反に対する指導取締りを実施します。